

## 申請に対する処分

処分名	市立幼稚園の保育料等の減免又は免除
根拠法令	奄美市立幼稚園保育料等徴収条例第4条 奄美市立幼稚園保育料等の減免に関する規則第2条
所管課	教育委員会総務課

### 1 審査基準

奄美市立幼稚園に就園する園児の保護者で、奄美市に住所を有し次の各号のいずれかに該当すると認められる者

ア 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯は免除

イ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯は2分の1の減額

ウ そのほか、天災その他特別の事情により、保育料等の納付が困難となった世帯は教育委員会が必要と認める額

#### 申請の方法

幼稚園長を経て次の書類を教育委員会に提出する。（奄美市立幼稚園保育料等の減免に関する規則第3条に様式を規定）

ア 保育料等減免措置に関する調書

イ 保育料等減免申請書

ウ 減免を受けようとする理由を証明する書類

#### 許認可等（減免）の要件

のア、イ又はウに該当する世帯で、期間は当該年度限りとする。

### 2 標準処理時間

90日

理由 4月に申請書を受け付けるが当該年度の課税が確定するのが6月のため